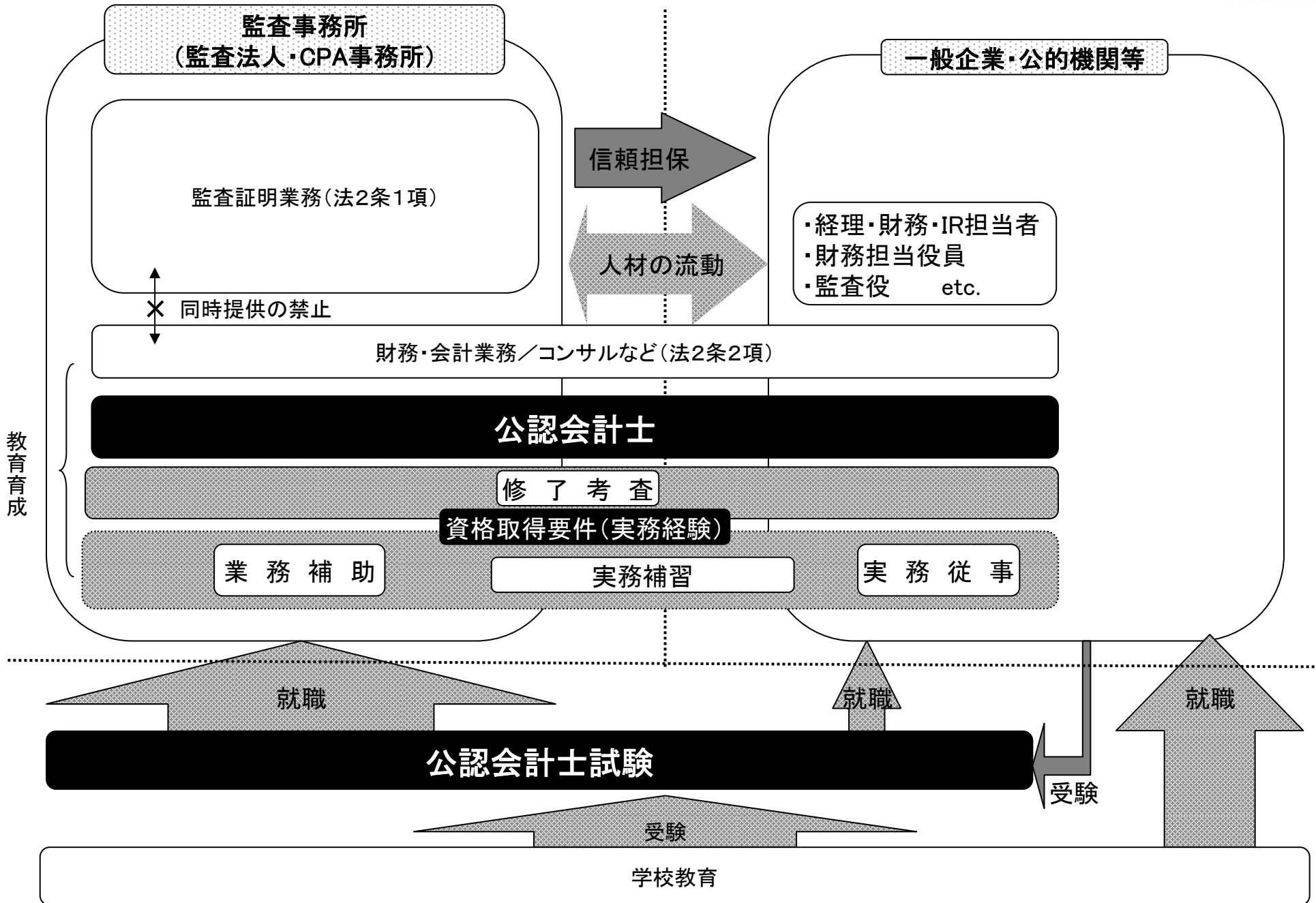


公認会計士制度の現状と課題

平成22年1月20日



日本公認会計士協会



会計プロフェッション育成の考え方

基本的スタンス

◆ 我が国資本市場に対する国際的な信任を確立する視点

□ 国際財務報告基準(IFRS)や国際監査基準(ISA)を中心とした会計・監査の基準を巡る国際的な動向を踏まえた、幅広い会計専門サービスを提供できる国際的にも通用する会計職業専門家の確保・育成

◆ 上場会社等内部の会計専門実務家の育成

◆ 上場会社等以外の中小会社、公的分野、非営利分野など、広く経済社会の基盤としての会計実務家の育成

求められる人材像と段階的育成

会計職業専門家 ⇒ 公認会計士

監査実務経験(監査業務補助)

会計専門実務家

⇒ 各事業体の経理・財務情報に対して専門的な知識を有し、高度な判断を行うことができる責任者としての資質を有する者

高度な判断能力・さらなる専門的知識

会計実務従事者

⇒ 日常の経理・財務処理を一定の専門知識をもって適切に実施することができる者

会計プロフェッションに対する社会的ニーズ

	会計職業専門家 (監査法人・公認会計士事務所)		会計専門実務家・実務従事者 (一般企業・公的機関等)
① 担当業務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査証明業務(法2条1項) ➢ 財務・会計業務／コンサルなど(法2条2項) 	<p>人材の流動</p> <p>促進しない要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業文化・風土(採用、プロパーの育成、昇進・異動など) ➢ 公務員に特有な人事制度(採用、給与など) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経理・財務・IR担当者 ➢ 財務担当役員 ➢ 監査役 など
② 求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務業務を含む幅広い会計専門サービスの提供能力を前提とした監査業務対応能力 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会計実務能力 ➢ 監査業務対応能力・経験があるほうが望ましい
③ 資格取得のための実務経験要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会計・監査、税務分野における実務経験 ➢ 監査分野の十分な実務経験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査証明業務が監査事務所の独占業務であるため、監査事務所では修得できない ・ 監査事務所では、短期間に多種多様な企業等を対象とした実務経験を積むことができる 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経理・財務分野における実務研修⇒監査事務所における実務経験はプラスに作用するが必須ではない
④ 試験制度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公認会計士試験 		
⑤ 資格取得の前提となる学識要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際標準として、大学学位レベル(会計分野の一定の単位取得) 		

我が国の会計プロフェッションを巡る環境の理解

監査事務所を巡る環境

- ◆ 我が国の監査証明業務の市場規模は、決して大きなものではない。
⇒ 公認会計士の数が極端に少ないのではなく、市場規模が小さい。
【監査市場の規模、公認会計士数とその業態の比較は、次ページ資料参照】
- ◆ 監査法人の業務範囲は、① 法第2条第1項の業務(監査証明業務)、② 法第2条第1項の業務に支障のない限りで行える法第2条第2項の業務(財務・会計業務、コンサルティングなど)に限定されている(法第34条の5)。
- ◆ 監査法人の雇用創出規模は、監査の市場規模に連動する。
⇒ 監査法人が合理的に採用できる規模を超えた試験合格者の受け入れはできない。
- ◆ 監査法人が提供できるサービスの領域は、諸外国のアカウンティング・ファームとは異なる。
⇒ 諸外国と同様に、監査法人が監査証明業務に限らず、税務業務を含む幅広い会計専門サービスの提供が可能となれば、監査法人の雇用創出能力が増す。
⇒ 多種多様な人材の育成と業務経験・実績の蓄積が可能となり、これらの者が企業等に輩出されていくことにより、我が国経済社会の健全な発展に寄与することが期待できる。

合格者の就業・人事交流を巡る課題

- 企業は”資格”ではなく業務経験・実績が魅力 ⇒ 試験合格者に経験・実績はない
- 企業が魅力を感じる業務経験・実績は、教育育成を含め監査法人で培っている
⇒ 短期間に多種多様な企業等を対象とした業務経験を積むことができる
- 監査法人が合理的に採用できる規模を超えた合格者が輩出されている
⇒ 経験・実績を十分に積めない合格者が増加
- 多くの企業は各々の組織・文化になじんだ企業内の者を会計実務の管理者層に登用 ⇒ 監査法人勤務経験者の定着が必ずしも容易でない企業文化
- 公認会計士試験の実実施スケジュールが、企業等の人材雇用サイクルと合致していない ⇒ 試験合格者を企業等が受け入れる基盤が整備されていない

受験資格・資格取得要件を巡る課題

- 規制緩和による学歴要件の廃止 ⇒ 国際会計教育基準との不整合
- 企業内の公認会計士では監査経験は積めない ⇒ 監査経験がない公認会計士の輩出
- 資格取得前の実務経験要件は3年以上が国際標準

【資料】

'08年度上場会社の監査報酬合計 日米比較

日本	1,529億円
米国	8,632億円

(出典: '10年版監査人・監査報酬白書)

日本公認会計士協会の会員構成

監査法人所属会員	9,922	49.95%
上記以外の会員	9,943	50.05%
会員数合計	19,865	

2009年10月末現在

(注) 「監査法人所属会員」は主に監査業務に従事し、「上記以外の会員」は主に個人事務所を開業し、監査・税務・コンサルティング業務等に従事している。

日米の公認会計士制度の違いもあり一概にはいえないが、我が国の開業登録制の下での公認会計士(19,865)は米国のMembers in Public Accounting(149,395)に相当する。

米国のMembers in Public Accountingに属するCPAの半数近くが監査業務に従事し、それ以外が、税務・コンサルティング業務に従事していると考えられる。

アメリカ公認会計士協会の会員構成

Members in Public Accounting:	149,395	43.62%
Members in Consulting:	10,253	2.99%
Members in Business & Industry:	134,941	39.40%
Members in Government:	11,682	3.41%
Members in Law:	2,187	0.64%
Members in Education:	7,818	2.28%
Retired Members:	23,523	6.87%
Other:	2,691	0.79%
Total Regular Members:	342,490	

2009年8月現在

公認会計士制度の見直しに向けた論点

(試験制度・資格取得を巡る問題の見直しに向けて)

- 公認会計士試験受験の学歴要件付与
- 業務補助等の期間の伸張(2年以上から3年以上へ)
- 公認会計士試験科目の見直し(例えば、「経済学」の必須化)

(人材育成基盤の充実のための監査法人制度の見直しと人材の流動化の促進に向けて)

- 公認会計士・監査法人の業務範囲のあり方(財政基盤・国際競争力強化の観点から)
- 監査人の責任限定のあり方(例えば、CAP制、比例責任制の導入)
- 監査事務所形態のあり方
- 監査法人の運営を巡る課題

(公認会計士の資質の維持のためのJICPAの自主規制機能強化に向けて)

- 一定期間所在不明の公認会計士に関する登録の取消し
- 監督官庁によるJICPAの総会決議取消権の削除
- 公認会計士・監査法人の業務停止等の処分権限のJICPAへの付与
- 監査概要書の提出先のJICPAへの統一(JICPAから監督官庁には、その請求に基づき適時提出)